

母親クラブ補助金交付要綱

(総則)

第1条 母親クラブ（以下「クラブ」という。）が行う、子どもたちが健やかに育まれる明るい家庭及び地域をつくる事業（以下「明るい家庭・地域づくり事業」という。）に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象クラブ)

第2条 補助金は、次に掲げる要件を備えている母親クラブに交付する。

- (1) 本市の区域内において、自主的に明るい家庭・地域づくり事業を行うクラブであること。
- (2) 会員の総意で運営されるクラブであること。
- (3) 代表者を含めた会員の10人以上が本市の区域内に住所を有していること。
- (4) 横須賀市母親クラブ連絡会に登録し、同会の運営に積極的に協力するクラブであること。
- (5) 補助金の交付申請をする日の属する年度の6月末日までに結成されたクラブであること。
- (6) 事業の実施及び運営から実績報告までを責任を持って行うことのできるクラブであること。

2 前項の規定にかかわらず、当該クラブが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市が実施する他の財政的支援制度の対象となるもの
- (2) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる経費は、一般から参加者を募集する事業又は常に会員を募集しているクラブが行う事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費とする。

- (1) 子育てに関する情報交換のための事業
- (2) 家族のふれあいの機会を提供する事業
- (3) 青少年の健全育成に関する意識啓発事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 参加者個人に係る飲食費（市長が必要と認めるものを除く。）、交通

費、入場料、景品代等の受益者が負担することが適当と認められる経費

(2) クラブの会員及びその家族に対する人件費、謝礼等

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の額

(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、1事業、1クラブにつき2万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、6月末日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 会員名簿

(2) 第3条第1項の規定による募集に関する書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書又はその写し

(4) その他実施した明るい家庭・地域づくり事業に関する書類

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 母親クラブ補助金交付要綱(昭和46年6月23日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。